

伊予市公告第 10 号

市有地の売却に係る一般競争入札を次のとおり行うので、伊予市財務会計規則（平成 17 年伊予市規則第 48 号）第 244 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 2 月 10 日

伊予市長 武 智 邦 典

1 入札に付する事項

(1) 件名

市有財産（土地）の売却

(2) 売却物件

物件 番号	所在地（地番）	地積（㎡）	土地地目 用途地域	予定価格（円） （最低売却価格）
1	伊予市中山町出渕 2 番 耕地 262 番 6	291.23	宅地 都市計画区域外	2,120,000
2	伊予市中山町出渕 2 番 耕地 262 番 7	236.05	宅地 都市計画区域外	1,930,000
3	伊予市中山町出渕 2 番 耕地 262 番 8	304.16	宅地 都市計画区域外	2,470,000
4	伊予市中山町出渕 2 番 耕地 262 番 14	236.62	宅地 都市計画区域外	1,730,000
5	伊予市中山町出渕 2 番 耕地 262 番 15	221.09	宅地 都市計画区域外	1,850,000
6	伊予市中山町出渕 2 番 耕地 262 番 17	253.27	宅地 都市計画区域外	1,850,000
7	伊予市米湊字大角藏 1570 番 7	199.58	宅地 第 1 種住居地域	6,620,000
8	伊予市大平甲 1110 番 1	863.25	宅地 都市計画区域外	11,650,000
9	伊予市中山町中山丑 326 番 5	55.46	宅地 都市計画区域外	1,320,000
10	伊予市中山町出渕 2 番耕地 207 番	956.77	宅地 都市計画区域外	6,890,000

2 入札に参加する者に必要な資格等

入札参加資格を有する者は、次のア～オのいずれにも該当しない者であること。ウに該当しないことについては、伊予警察署へ照会する。

ア 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 に規定する者

イ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者

ウ 伊予市公有財産等の売払いに係る暴力団排除措置に関する要綱（平成 23 年伊予市告示第 21 号）第 2 条の規定に該当する者

エ 市町村税の滞納がある者

オ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定による更生計画認可、又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

3 入札参加申請書等の受付及び入札資料等の閲覧

ア 申込受付期間 令和 8 年 2 月 10 日から令和 8 年 3 月 16 日

※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除きます。

(閲覧) 申請書等の書式は伊予市ホームページからダウンロードができるほか
財政課（監理担当）で配布する。

イ 申込受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
(正午から午後 1 時までを除く。)

ウ 申込場所 伊予市総務部財政課（監理担当）

エ 必要書類等 「市有財産（土地）の売却の実施について」による。

※ 電話や不備のある書類での仮申込み、受付や入札参加申込期限以降は、原則として申請書等の提出には応じられないので注意すること。

4 入札、開札の日時及び場所

(1) 入札及び開札の日時

令和 8 年 3 月 17 日（火）

物件番号 1 から 10 午後 1 時 30 分

(2) 入札及び開札の場所

伊予市米湊 820 番地 伊予市役所 3 階 庁議室

5 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札金額の 100 分の 5 以上。ただし、保険会社との間に伊予市を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合には、入札保証金の納付を必要としない。

イ 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上。ただし、売買契約締結と同日に売買代金全額を一括して支払う場合には、契約保証金の納付を必要としない。

6 契約資格審査および契約予定者の決定に関する事項

契約予定者の資格審査のため、伊予警察署等へ照会を行う。

契約資格の審査完了後、普通財産売り払い決定通知を送付する。

7 契約の締結

事前に日程調整したうえで、売払決定の通知日から原則 5 日以内に締結する。

8 その他

(1) 一般競争入札に関する問い合わせ先

伊予市総務部財政課（監理担当）

〒799-3193

伊予市米湊 820 番地

電話番号 （089） 909-6384

(2) その他

詳細は、「市有財産（土地）の売却の実施について」による。